

平成31年度第7回南関町農業委員会会議録

令和元年9月5日(木)
午後1時30分開会
南関町役場 第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
6番 西山良輔
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君
5. 議 事
第22号議案 地法第3条第1項の規定による許可申請について
第23号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第24号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
1番 片山幸次君	2番 橋本勝君
3番 菅原和義君	4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君	6番 西山良輔君
7番 片山カツ子君	8番 山本精武君
9番 大倉公泰君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君
書 記 上田 賢 君

平成31年度第7回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） ご起立をお願いします。時間がまいりましたので、ただいまより令和元年度第7回総会を開会いたします。よろしくお願いします。着席。

○事務局長（東田 彰夫君） 本日は、委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を6番の西山委員さん、よろしくお願いします。

○6番（西山 良輔君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 先日、熊本の研修には大変ご苦労さまでございました。

ところで、最近ですね、ソーラーが大分設定が申し込みがずっと続いておりますが、農地集積とソーラーあたりにいろいろ絡んでくるもので、そこを勝手に判断せずに、事務局とよく相談をして、総会のときに決定するようにしてもらいたいと思いますので、そのところちょっと注意しとってください。

それから、本日は推進委員も合同で中間管理機構の設定について研修がありますので、皆さん方、最後までよろしく願いをいたしておきます。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、議事に入ります前に議事録署名人の指名をいたし

ます。今回は、議事録署名人として、4番、末竹委員、5番、荒木委員を指名いたします。よろしくお願いします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第22号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、第22号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の地上権設定については、第23号議案、農地法第5条第1項の規定による転用許可についての2番との関連となりますので、一括して審議をいたします。

事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。第22号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請について説明いたします。

1番、受付日、令和元年8月26日、申請番号79号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

次に、農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年8月26日、申請番号78号、設定者、被設定者、土地の所在等は記載のとおりです。期間は3年となります。

次に、関連案件として第23号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についての2番についてご説明をいたします。

2番、権利の種類は賃借権、受付日、令和元年8月20日、申請番号76号、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、営農型太陽光発電設備の支柱となります。一時転用の3年となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。第22号議案、農地法第3条第1項の規定に基づく、所有権移転許可申請1件、地上権設定許可申請1件でございます。また、関連案件として、第23号議案、農地法第5条第1項の規定による転用許可申請についての2番となります。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより補足説明をお願いします。

4番、末竹委員、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） 第22号議案、所有権移転1番についてご説明いたします。

譲渡人が相続した農地の処分を検討されていたところ、譲受人がお近くであった

ので売買されることとなったそうです。現地の確認を行い、申請書等による協議、検討をした結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、続きまして、9番、大倉委員、お願いします。

○9番（大倉 公泰君） 大倉です。22号議案の農地利用権設定、2番について説明いたします。

利用面積が4,031㎡のうち1.78㎡が、営農太陽光の設備の転用のために3年間の地上権を設定するものでございます。

第23号議案は、農地転用許可の2番、賃借権設定です。その他太陽光に必要な設備で、4,031㎡のうち1.78㎡が転用農地でありますので、土地利用計画は、太陽光パネルは720枚、発電出力は198kwとなっております。

また、支柱は216本、高さ3mから3.88m、この上にパネルを乗せる計画です。下にはアシタバを作付けするということが計画されております。このアシタバはトラクターでしくもんですから、柱を2mぐらい打ち込んで高さのぐらつきをカバーするものでございます。この地図を見てもらいますとおり南側のほうに設定されておられますので、北側のほうは栗山、東が竹山、西のほうは農地です。南側のほうに2軒ばかり家がありますけど、農地からは同意されていることを聞いておりますので、何ら問題はないと思います。

また、これに道が通っておりますけど、これが学校の通学道路でございますので、ここにフェンスを張ってもらうように設計されておりますので、問題はないと思います。工事期間は令和2年2月の予定でございますので、速やかに許可したときには設計どおりに施工してもらいたいと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問ございませんか。

○事務局（上田 賢君） すみません、事務局です。営農型太陽光発電設備の申請について補足の説明をさせていただきます。

まず、第22号議案のですね、農地の地上権設定の許可申請の分について補足説明をさせていただきます。

まず、今回の申請のようですね、農地の所有者がパネルの下部で農地の作付けを行って、上部の太陽光発電施設には所有者とは別の業者などがですね、設置者となる場合には、太陽光発電設備の設置者、パネルの設置者の上部のですね、空中部分の3条許可、今回の地上権設定というものを申請を行います。パネルの高さが、

今回は3 mから3.88 mなので、その部分についての地上権設定が行われます。3条についてはですね、基本的に農地のことと連想されるかと思いますが、今回の申請に関しては、空中部分に関する許可申請になりまして、農地と地面ですね、については含まないこととなります。

次に、23号議案の農地法許可申請、2番、営農型太陽光についての説明をさせていただきます。

申請地はですね、10ha以上の広がりがある第1種農地の一面にありますけれども、通常第1種農地であれば太陽光発電施設への転用はできません。今回のように太陽光パネルの下で農業を営む営農型であれば一時的な転用、一時転用が可能となります。文字通り一時的な転用を認める制度ですので、原則最長3年間の転用となります。そして、今回このような営農型による太陽光発電設備の転用の場合には、毎年その状況を把握するため、本人が営農状況報告をする義務があります。また、一時的な転用の3年間となりますので、そのあとまた継続して営農型太陽光の事業を続けようとするときは、3年後の期限を迎える前に今回と同様に許可を再度受けて更新していく必要があります。

営農ができなくなった場合や収穫量、パネルの下部で作付けする農作物が、地域の平均的な反収の8割を下回るような場合には、撤去をしなければならないというリスクもあります。今回の案件は営農型太陽光発電施設となりますので、農業委員会の意見決定を県のネットワーク機構、常設審議委員会への諮問が必要になる案件となります。

補足説明としてさせていただきます。以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局の補足説明が終わりましたが、委員の皆さん方から何かご質問ございませんか。ありませんか。

○8番（山本 精武君） こういうのは今まで初めてですよ。（いや2回目の声）

○議長（竹島 久利君） いや、1回あります。

○8番（山本 精武君） 前回は下のほうはどんなふうな耕作をされていますか。

○事務局（上田 賢君） 前回の許可申請のときはですね、下はショウガを作られるという、許可申請です。（ああ、今回はの声）今回はアシタバです。（アスパラガスの声）アシタバ、書いてあるとを見ると生薬になります。漢方薬です。（漢方薬たい。健康食品たいの声）

○8番（山本 精武君） 日が当たらんでも採れるんですか。（当たらんほうがよかの声）あたらんがよか。

○事務局（上田 賢君） 当たりすぎるとあんまり育たんというような形で、逆に日を遮るようなほうがより収量は採れるというような説明がしてあります。

○8番（山本 精武君） さっき言われたように3年ごとに更新される、4年目には更新されるということですか。（そうですね、今回はの声）パネルは大体20年契約ですからね、九電との契約は。

○事務局（上田 賢君） そうですね、なので3年間と。毎年収量の報告というのをしただけ形にはなるんですけども、それが規定が地域の平均的な反収より下がるといけなくて、当然この辺ではアシタバという統計ものはないので、鹿児島県が一番近くにあるんですけども、鹿児島県と統計情報によると岐阜県に、収量の統計調査というものがありますので、その8割を下回るような収量であった場合には、更新が3年間は認められないというふうな形になります。一応特例によって1回だけはですね、1年か2年の短い更新は認められますけれども、もしそうなった場合は、次の更新にちゃんとなっていなければ更新は認められませんので、太陽光の支柱の撤去のほうが必要になります。（わかりましたの声）

○議長（竹島 久利君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第22号議案並びに第23号議案の2番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第22号議案並びに第23号議案の2番は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第23号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

2番については、第22号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての関連案件として審議済みでございますので、1番のみとなります。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第23号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は賃借権、受付日、令和元年8月26日、申請番号75号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は、資材置場です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第23号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請の1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより補足説明をお

願います。

4番、末竹委員。

○4番（末竹 信雄君） 第23号議案、1番についてご説明いたします。

本申請は、資材置場への転用許可申請です。申請地の近くの事業所が利用される転用となります。農地区分は、10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、資材置場として607.5㎡、通路、積み替え場所として2,135.5㎡で、妥当な面積だと思われま

す。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は許可日から令和元年10月31日までの予定で、許可後は速やかに申請にかかり目的どおり施工されるものと思われま

す。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議のほうよろしくお願

いたします。
○議長（竹島 久利君） 事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問ございませんか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第23号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第23号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第24号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第24号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は使用貸借設定、貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。面積は1,758㎡、期間は10年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） どうもありがとうございました。

第24号議案は、農業経営基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画の1件でございます。事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第24号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第24号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の報告事項でございます。事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 今回はご用意しておりません。

○議長（竹島 久利君） 委員の皆さんから、何かご質問かご意見、何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任いただきたいと思います。異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございました。

それでは、閉会のほうを副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。

これをもちまして第7回の農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後1時54分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人